## 厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成 17 年厚生労働省告示第 112 号)別表の 28 基本要件適合性チェックリスト(コンピューテッドラジオグラフ基準)

## 第一章 一般的要求事項

第一章 一般的要求事項			
基本要件	当該機器への 適用不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIST14971:「医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用」
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得ること。 二 前号により評価された危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、会理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器 - リスクマネジメントの医療機器への適用」

た後に残存する危険性を示すこと。			
(医療機器の性能及び機能)			
第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図 する性能を発揮できなければならず、医療機 器としての機能を発揮できるよう設計、製造 及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを 示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 169 号)
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971:「医療機器 - リスクマネジメントの医療機器への適用」
(輸送及び保管等)			
第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示 及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければな	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬 品の製造管理及び品質管理の 基準に関する省令(平成16年 厚生労働省令第169号)
らない。		認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971:「医療機器 - リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	リスク分析を行い、便益性を 検証する。	JIS T 14971:「医療機器 - リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
		便益性を検証するために、認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	以下の一般及び乳房撮影の F D A のガイダンスから下記項目をコンピューテッドラジオグラフの性能項目とし、当該項目について既存製品と同等であることを示す。
			Guidance for the Submission of 510(k)'s for Solid State X-ray Imaging Devices(乳房 撮影を除く) 及び
			Guidance for Industry and FDA Staff: Class II Special Controls Guidance Document: Full Field Digital Mammography System (乳房撮影)

	<ul><li>(1) ノイズ ( D Q E )</li><li>(2) 鮮鋭度 ( M T F )</li><li>(3) アーチファクト</li></ul>
	製造販売業者が指定する耐用 回数に相当する撮影累積線量 を照射した後、上記性能項目を 再測定し、その結果が、既存品 における測定結果の範囲内で あること。

## 第二章 設計及び製造要求事項

<b>第</b> ─草 設計及 <del>○製</del> 造安米事項			
(医療機器の化学的特性等)	T		
第7条 医療機器は、前章の要件を満たす			
ほか、 使用材料の選定について、必要に			
応じ、次の各号に掲げる事項について注			
意が払われた上で、設計及び製造されて			
いなければならない。			
一 毒性及び可燃性	   適用 ( 毒性	認知された規格に従ってリ	   JIS T 14971:「医療機器 - リス
3122700 37111112	については		
	歯科口内法		の適用」
	撮影用の場		322131
	合)	   認知された規格の該当する	   JIS T 0601-1:「医用電気機器
		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
		項目に通口することでかり。	能に関する一般要求事項」
			配に関する 放安小事項]
   二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び	   適用	 認知された規格に従ってリ	   JIS T 14971:「医療機器 - リス
	週州 		
検体との間の適合性		スク管理が計画・実施されて	
		いることを示す。	の適用」
		認知された規格の該当する	
		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
			能に関する一般要求事項」
三・硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された規格に従ってリ	
		スク管理が計画・実施されて	
		いることを示す。	の適用」
		認知された規格の該当する	
		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
			能に関する一般要求事項」
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当	適用(該当		
該医療機器の輸送、保管及び使用に携わ	する場合)	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
る者及び患者に対して汚染物質及び残留		いることを示す。	の適用」
物質(以下「汚染物質等」という。)が及			
ぼす危険性を最小限に抑えるように設		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器
計、製造及び包装されていなければなら		項目に適合することを示す。	- 第1部:基礎安全及び基本性
ず、また、汚染物質等に接触する生体組			能に関する一般要求事項」
織、接触時間及び接触頻度について注意			
が払われていなければならない。			
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当	不適用	通常の使用手順の中で各種	
該医療機器と同時に使用される各種材		材料、物質及びガスと同時に	
料、物質又はガスと安全に併用できるよ		使用することを意図した機	
う設計及び製造されていなければなら		器ではない。	
ず、また、医療機器の用途が医薬品の投		HH C10:00 10	
与である場合、当該医療機器は、当該医	不適用	  医薬品の投与を意図した機	
薬品の承認内容及び関連する基準に照ら	/   'WEU/TI	と楽品の投与を息因した機 器ではない。	
果品の承認内各及の関連する基準に思り して適切な投与が可能であり、その用途		ぱんない。	
に沿って当該医療機器の性能が維持され			
るよう、設計及び製造されていなければ			

ならない。	
て含有し、当該物質が単独で用いられる	
場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療	
機器の性能を補助する目的で人体に作用	
を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質	
及び有効性は、当該医療機器の使用目的	
に照らし、適正に検証されなければなら	
ない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又   適用 ( 該当   認知された規格に従ってリ   JIS T 14971:「医	療機器 - リス
は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的   する場合 )   スク管理が計画・実施されて   クマネジメント	の医療機器へ
に実行可能な限り、適切に低減するよう いることを示す。 の適用」	
設計及び製造されていなければならな	
い。 認知された規格の該当する JIS T 0601-1: 「	医用電気機器
項目に適合することを示す。 - 第 1 部:基礎安	全及び基本性
能に関する一般要	要求事項」
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、 適用 認知された規格に従ってリ JIS T 14971: 「医	
当該医療機器自体及びその目的とする使  スク管理が計画・実施されて「クマネジメントの	
用環境に照らして、偶発的にある種の物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/区/东/风品 、
質がその医療機器へ侵入する危険性又は	
	医甲壳生继虫
その医療機器から浸出することにより発 認知された規格の該当する JIS T 0601-1: 「	
生する危険性を、適切に低減できるよう 項目に適合することを示す。 - 第1部:基礎安	
設計及び製造されていなければならな   能に関する一般要	<b>是水</b> 事垻」
l lo	
(微生物汚染等の防止)	
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造	
工程は、患者、使用者及び第三者(医療	
機器の使用にあたって第三者に対する感	
染の危険性がある場合に限る。) に対する	
感染の危険性がある場合、これらの危険	
性を、合理的に実行可能な限り、適切に	
除去又は軽減するよう、次の各号を考慮	
して設計されていなければならない。	
- 取扱いを容易にすること。 適用 (歯科 認知された規格に従ってリ JIS T 14971: 「医	療機器 - リス
口内法撮影   スク管理が計画・実施されて   クマネジメント	
用の場合)しいることを示す。	
「一方の場合   いることを示す。	
の微生物漏出又は曝露を、合理的に実しない。	
行可能な限り、適切に軽減すること。	
	(天地県 ロラ
三 必要に応じ、患者、使用者及び第三   適用(歯科   認知された規格に従ってリ   JIS T 14971:「医	
者による医療機器又は検体への微生物 口内法撮影 スク管理が計画・実施されて クマネジメント	ル医療機器へ
汚染を防止すること。	
2 医療機器に生物由来の物質が組み込ま   不適用   生物由来の原料又は材料を	
れている場合、適切な入手先、ドナー及 組み入れた機器ではない。	
び物質を選択し、妥当性が確認されてい	•
る不活性化、保全、試験及び制御手順に	

つ適切な方法で低減しなければならな			
フ週のなり法とは感じなければならない。			
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の 組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来 組織等」という。)は、当該非ヒト由来組 織等の使用目的に応じて獣医学的に管理 及び監視された動物から採取されなけれ ばならない。製造販売業者等は、非ヒト 由来組織等を採取した動物の原産地に関 する情報を保持し、非ヒト由来組織等の 処理、保存、試験及び取扱いにおいて最 高の安全性を確保し、かつ、ウィルスそ の他の感染性病原体対策のため、妥当性 が確認されている方法を用いて、当該医 療機器の製造工程においてそれらの除去 又は不活性化を図ることにより安全性を 確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の原料又は材料を組み入れた機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。		ヒト由来の原料又は材料を組み入れた機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。		特別な微生物学的状態にある機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にある ことを表示した医療機器は、妥当性が確 認されている適切な方法により滅菌又は	不適用	滅菌又は特別な微生物学的 状態にある機器ではない。	

	1		
特別な微生物学的状態にするための処理			
が行われた上で製造され、必要に応じて			
滅菌されていなければならない。			
8 滅菌を施さなければならない医療機器	不適用	滅菌を施さなければならな	
は、適切に管理された状態で製造されな		い機器ではない。	
ければならない。			
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機	不適用	使用前に滅菌を施さなけれ	
器の品質を落とさないよう所定の清浄度		ばならない機器ではない。	
を維持するものでなければならない。使		-	
用前に滅菌を施さなければならない医療			
機器の包装は、微生物汚染の危険性を最			
小限に抑え得るようなものでなければな			
らない。この場合の包装は、滅菌方法を			
考慮した適切なものでなければならな			
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅	不適用 	滅菌及び非滅菌の両方の状	
菌の両方の状態で販売される場合、両者		態で販売される機器ではな	
は、包装及びラベルによってそれぞれが		l I°	
区別できるようにしなければならない。			
(製造又は使用環境に対する配慮)			
	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:「医療機器 - リス
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
又は装置と組み合わせて使用される場合、		いることを示す。	の適用」
接続系を含めたすべての組み合わせは、安			
全であり、各医療機器又は体外診断薬が持		認知された基準に適合する	医療機器の添付文書の記載要
つ性能が損なわれないようにしなければ		ことを示す。	領について (薬食発第 0310003
はならない。組み合わされる場合、使用上の			号:平成 17 年 3 月 10 日 )
制限事項は、直接表示するか添付文書に明			3.1.2.1.7.1.2.1
示しておかなければならない。		   認知された規格の該当する	   JIS T 0601-1:「医用電気機器
(3.13 C33 317 VIS. 3.3 S.V.)		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
		境口に通口することでかり。	能に関する一般要求事項」
第9条 医療機器については、次の各号に			能に関する 放安小事項 ]
掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去			
又は低減されるように設計及び製造され			
なければならない		+=	
一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器 - リス
		スク管理が計画・実施され	クマネジメントの医療機器へ
		ていることを示す。	の適用」
		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器
		項目に適合することを示	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
		す。	能に関する一般要求事項」
二 合理的に予測可能な外界からの影響	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:「医療機器 - リス
又は環境条件に関連する危険性		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
		いることを示す。	の適用」
		   認知された規格の該当する	   JIS T 0601-1:「医用電気機器
		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
	j	一元日に起口することでかり。	カ・即・坐嵷メエ次U至中は

			能に関する一般要求事項」
			能に関する 放安水事項」
三 通常の状態で使用中に接触する可能 性のある原材料、物質及びガスとの同 時使用に関連する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器 - リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
		認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:「医用電気機器 - 第 1 部:基礎安全及び基本性 能に関する一般要求事項」
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険 性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器 - リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
		認知された規格の該当する 項目に適合することを示 す。	JIS T 0601-1:「医用電気機器 - 第 1 部:基礎安全及び基本性 能に関する一般要求事項」
五の検体を誤認する危険性	不適用	検体を取り扱う機器ではない。	
六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器 - リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
		認知された規格の該当する 項目に適合することを示 す。	JIS T 0601-1:「医用電気機器 - 第 1 部:基礎安全及び基本性 能に関する一般要求事項」
七 保守又は較正が不可能な場合、使用 材料が劣化する場合又は測定若しくは 制御の機構の精度が低下する場合など に発生する危険性	不適用	保守又は較正が可能な機器である。	
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器 - リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って 設計及び製造しなければならない。		認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:「医用電気機器 - 第1部:基礎安全及び基本性 能に関する一般要求事項」
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な 処理を容易にできるように設計及び製造 されていなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器 - リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
(測定又は診断機能に対する配慮)			

第10条 測定機能を有する医療機器は、	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:「医療機器 - リス
その不正確性が患者に重大な悪影響を及		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
ぼす可能性がある場合、当該医療機器の		いることを示す。	の適用」
使用目的に照らし、十分な正確性、精度			
及び安定性を有するよう、設計及び製造		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器
されていなければならない。正確性の限		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
界は、製造販売業者等によって示されな			能に関する一般要求事項」
ければならない。			not control of the co
2 診断用医療機器は、その使用目的に応	適用	認知された規格の該当する	以下のコンピューテッドラジ
じ、適切な科学的及び技術的方法に基づ	旭川	項目に適合することを示す。	オグラフの性能項目に適合す
		項目に週日することを示す。	
いて、十分な正確性、精度及び安定性を			る。 。
得られるように設計及び製造されていな			Guidance for the Submission
ければならない。設計にあたっては、感			of 510(k) 's for Solid State
度、特異性、正確性、反復性、再現性及			X-ray Imaging Devices (一般
び既知の干渉要因の管理並びに検出限界			撮影)
に適切な注意を払わなければならない。			及び
			Guidance for Industry and FDA
			Staff: Class II Special
			Controls Guidance Document:
			Full Field Digital
			Mammography System (乳房撮
			影)
			の下記性能項目
			(1)ノイズ(DQE)
			(2)鮮鋭度 (MTF)
			(3)アーチファクト
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標	不適用	性能が較正器又は標準物質	
準物質の使用に依存している場合、これ	1 22/13	の使用に依存する機器では	
らの較正器又は標準物質に割り当てられ		ない。	
ている値の遡及性は、品質管理システム		73.V 10	
を通して保証されなければならない。			
を通じて休祉される1741はなりない。			
4 測定装置、モニタリング装置又は表示	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:「医療機器 - リス
装置の目盛りは、当該医療機器の使用目		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
的に応じ、人間工学的な観点から設計さ		いることを示す。	の適用」
れなければならない。			
		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器
		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
			能に関する一般要求事項」
5 数値で表現された値については、可能		 認知された規格に従ってリ	IS T 14971: 「医療機器 - リス
な限り標準化された一般的な単位を使用		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
し、医療機器の使用者に理解されるもの		いることを示す。	の適用」
でなければならない。			
		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器
		項目に適合することを示す。	- 第1部:基礎安全及び基本性
			能に関する一般要求事項」
(放射線に対する防御)			

		T	
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準 の放射線の照射を妨げることなく、患者、 使用者及び第三者への放射線被曝が合理	適用	認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:「医用電気機器 - 第1部:基礎安全及び基本性 能に関する一般要求事項」
的、かつ適切に低減するよう設計、製造 及び包装されていなければならない。		(ビルトインの場合) 認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	JIS Z 4751-2-54:2012「撮影・ 透視用X線装置 - 基礎安全及び
			基本性能」 203.8.104 X 線ビーム軸の位置 決め
			203.10 患者と X 線受像器との 間の X 線ビームの減弱
2 医療機器の放射線出力について、医療 上その有用性が放射線の照射に伴う危険 性を上回ると判断される特定の医療目的 のために、障害発生の恐れ又は潜在的な 危害が生じる水準の可視又は不可視の放 射線が照射されるよう設計されている場	不適用	通常使用で障害発生の恐れ 又は潜在的な危険を生じる レベルの可視又は不可視の 放射線を照射する機器では ない。	
会においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。			
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚	不適用	潜在的に障害発生の恐れの ある可視又は不可視の放射 線を照射する機器ではない。	
的警報を具備していなければならない。  4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:「医用電気機器 - 第1部:基礎安全及び基本性 能に関する一般要求事項」
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	
7 電離放射線を照射する診断用医療機器 は、患者及び使用者の電離放射線の被曝 を最小限に抑え、所定の診断目的を達成 するため、適切な画像又は出力信号の質	不適用	電離放射線を照射する機器 ではない。	

	ı		
を高めるよう設計及び製造されていなけ			
ればならない。			
8 電離放射線を照射する治療用医療機器	不適用	電離放射線を照射する機器	
は、照射すべき線量、ビームの種類及び		ではない。	
エネルギー並びに必要に応じ、放射線ビ			
ームのエネルギー分布を確実にモニタリ			
ングし、かつ制御できるよう設計及び製			
造されていなければならない。			
(能動型医療機器に対する配慮)	·		
第12条 電子プログラムシステムを内蔵	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器
した医療機器は、ソフトウェアを含めて、		項目に適合することを示す。	- 第1部:基礎安全及び基本性
その使用目的に照らし、これらのシステ			能に関する一般要求事項」
ムの再現性、信頼性及び性能が確保され			130-1307 3 1322-343-331
るよう設計されていなければならない。			
また、システムに一つでも故障が発生し			
た場合、実行可能な限り、当該故障から			
派生する危険性を適切に除去又は軽減で			
きるよう、適切な手段が講じられていな			
ければならない。			
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、	不溶田	電源化能が生老の空会に古	
2 内部电源医療機器の电圧等の复動が、 患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼす機器ではな	
力供給状況を判別する手段が講じられて		l l	
いなければならない。	<b>一</b>		
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を異ばま物の安全に直	
全に直接影響を及ぼす場合、停電による		接影響を及ぼす機器ではな	
電力供給不能を知らせる警報システムが		l l	
内蔵されていなければならない。	ア・辛田		
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモ	不適用 	臨床パラメータをモニタす	
二夕に表示する医療機器は、患者が死亡		る機器ではない。	
又は重篤な健康障害につながる状態に陥			
った場合、それを使用者に知らせる適切			
な警報システムが具備されていなければ			
ならない。			
5 医療機器は、通常の使用環境において、	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器 - リス
当該医療機器又は他の製品の作動を損な		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
う恐れのある電磁的干渉の発生リスクを		いることを示す。	の適用」
合理的、かつ適切に低減するよう設計及			
び製造されていなければならない。		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1-2:「医用電気機
		項目に適合することを示す。	器 - 第1 - 2部:安全に関する一
			般的要求事項 - 電磁両立性 -
			要求事項及び試験」
6 医療機器は、意図された方法で操作で	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:「医療機器 - リス
きるために、電磁的妨害に対する十分な		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
内在的耐性を維持するように設計及び製		いることを示す。	の適用」
造されていなければならない。			
		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1-2:「医用電気機
		項目に適合することを示す。	器 - 第1 - 2部:安全に関する一
			般的要求事項 - 電磁両立性 -
			要求事項及び試験」

7 医療機器が製造販売業者等により指示	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器	
されたとおりに正常に据付けられ及び保		項目に適合することを示す。	- 第1部:基礎安全及び基本性	
守されており、通常使用及び単一故障状			能に関する一般要求事項」	
態において、偶発的な電撃リスクを可能				
な限り防止できるよう設計及び製造され				
ていなければならない。				
(機械的危険性に対する配慮)				
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:「医療機器 - リス	
性及び可動部分に関連する機械的危険性		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ	
から、患者及び使用者を防護するよう設		いることを示す。	の適用」	
計及び製造されていなければならない。				
41/20 2022 10 00 10017 10000 2000 10		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器	
		項目に適合することを示す。	- 第1部:基礎安全及び基本性	
		共口に起口することでかり。	能に関する一般要求事項」	
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能	適用(該当	 認知された規格の該当する	JIS T 0601-1: 「医用電気機器	
の一つである場合を除き、特に発生源に	する場合)	項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性	
おける振動抑制のための技術進歩や既存	9 50 mm )	以口に廻口することでかす。	能に関する一般要求事項」	
の技術に照らして、医療機器自体から発			能に関する 放安小事項」	
生する振動に起因する危険性を実行可能				
全球の				
及び製造されていなければならない。	· 辛田 / 禁业		UC T 0004 4. 「医甲壳/物理	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能	適用(該当	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1: 「医用電気機器	
の一つである場合を除き、特に発生源に	する場合)	項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性	
おける雑音抑制のための技術進歩や既存			能に関する一般要求事項」	
の技術に照らして、医療機器自体から発				
生する雑音に起因する危険性を、可能な				
限り最も低水準に抑えるよう設計及び製				
造されていなければならない。	` <b>*</b> □			
4 使用者が操作しなければならない電	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器	
気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエ		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性	
ネルギー源に接続する端末及び接続部			能に関する一般要求事項」	
は、可能性のあるすべての危険性が最小				
限に抑えられるよう、設計及び製造され				
ていなければならない。	\	+=		
5 医療機器のうち容易に触れることので	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:「医用電気機器	
きる部分(意図的に加熱又は一定温度を		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性	
維持する部分を除く。) 及びその周辺部			能に関する一般要求事項」	
は、通常の使用において、潜在的に危険				
な温度に達することのないようにしなけ				
ればならない。				
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)				
第14条 患者にエネルギー又は物質を供	不適用	エネルギー又は物質を患者		
給する医療機器は、患者及び使用者の安		に供給する機器ではない。		
全を保証するため、供給量の設定及び維				
持ができるよう設計及び製造されていな				
ければならない。				
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある	不適用	エネルギー又は物質を患者		
不適正なエネルギー又は物質の供給を防		に供給する機器ではない。		
止又は警告する手段が具備され 、エネル				

	ı		
ギー源又は物質の供給源からの危険量の			
エネルギーや物質の偶発的な放出を可能			
な限り防止する適切な手段が講じられて			
いなければならない。			
3 医療機器には、制御器及び表示器の機	不適用	エネルギー又は物質を患者	
能が明確に記されていなければならな		に供給する機器ではない。	
い。 操作に必要な指示を医療機器に表示			
する場合、或いは操作又は調整用のパラ			
メータを視覚的に示す場合、これらの情			
報は、使用者(医療機器の使用にあたっ			
て患者の安全及び健康等に影響を及ぼす			
場合に限り、患者も含む。)にとって、容			
易に理解できるものでなければならな			
しい。			/
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬	不適用	自己検査機器又は自己投薬	
医療機器(以下「自己検査医療機器等」		機器ではない。	
という。) は、それぞれの使用者が利用可			
能な技能及び手段並びに通常生じ得る使			
用者の技術及び環境の変化の影響に配慮			
し、用途に沿って適正に操作できるよう			
に設計及び製造されていなければならな			
l 1 <sub>0</sub>			
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器	不適用	自己検査機器又は自己投薬	
の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取		機器ではない。	
り扱う場合に限る。) 及び検査結果の解釈		made ever o	
における誤使用の危険性を可能な限り低			
減するように設計及び製造されていなけ			
ればならない。			
3 自己検査医療機器等には、合理的に可	不適用	   自己検査機器又は自己投薬	
能な場合、製造販売業者等が意図したよ		機器ではない。	
		一次記しているです。	
うに機能することを、使用に当たって使			
用者が検証できる手順を含めておかなけ			
ればならない。			
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)	Γ	Г	
		1m1-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	
使用者には、使用者の訓練及び知識の程	適用	認知された基準に適合する	医療機器の添付文書の記載要
度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、		ことを示す。	領について (薬食発第 0310003
安全な使用法及び医療機器又は体外診			号:平成17年3月10日)
断薬の意図した性能を確認するために			
必要な情報が提供されなければならな		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:「医療機器 - リス
い。この情報は、容易に理解できるもの		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
でなければならない。		いることを示す。	の適用」
		   認知された規格の該当する	   JIS T 0601-1:「医用電気機器
		項目に適合することを示す。	- 第 1 部:基礎安全及び基本性
			能に関する一般要求事項」
			JIS Z 4751-2-54:2012「撮影・
			010 2 7101-2-07.2012 ]取分・

			透視用X線装置 - 基礎安全及び 基本性能」	
			203.10.2 付属文書の情報	
			JIS C 6802:2011「レーザ製品	
			の安全基準」	
			5.1 一般事項	
			   JIS T 0601-1-2:「医用電気機	
			器 - 第1 - 2部:安全に関する	
			船 - 第 1 - 2 部 . 文至に関する   般的要求事項 - 電磁両立性 -	
			一	
人。朴子公立(五·)			女小手項及び叫家」	
(性能評価)				
第16条 医療機器の性能評価を行うため	適用	認知された基準に従ってデ	医療機器の製造販売認証申請	
に収集されるすべてのデータは、薬事法		ータが収集されたことを示	について 第2の1別紙2(薬食	
(昭和三十五年法律第百四十五号)その		す。	発第0331032号:平成17年3月31	
他関係法令の定めるところに従って収集			日)	
されなければならない。				
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実	不適用	臨床試験を必要とする機器		
施の基準に関する省令(平成十七年厚生		ではない。		
労働省令第三十六号)に従って実行され				
なければならない。				